



平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名	トランコム株式会社
コード番号	9058 (東証・名証第1部)
代 表 者	代表取締役 社長執行役員 清水正久
問 合 せ 先	取締役 常務執行役員 管理部門担当 恒川 穰
T E L	052-939-2011

## 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会におきまして、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入することについて、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、当社取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入いたします。

各取締役（社外取締役は除く）への新株予約権の付与の時期及び配分等につきましては、後日、取締役会の決議により決定いたします。

#### 2. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の年間総数の上限は、300 個とする。

##### (3) 新株予約権と引換えに要する払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の交付を受けた各取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する同額の報酬債権を相殺するものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使の条件  
新株予約権の割当てを受けた者は、「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

**【ご参考】**

取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定です。

以 上